

4. 介護サービス事業所変更、各種加算に係る届出期間の厳守について

変更届出について

指定を受けた内容に変更がある場合は、市ホームページを参照の上、変更のあった日から10日以内に、変更届出書に関係書類を添えて、所管課(介護保険課又は地域包括ケア推進課)へ提出してください。(様式や添付書類は市ホームページを参照)

- ✓ 変更のあった日から 10日以内に提出されていない
- ✓ 変更があったにも関わらず、変更届出書を提出していない
- ✓ **変更届の際は、「付表」も併せて提出すること**
(令和6年10月以降)

上記事例が散見されますので、届出の徹底をお願いします。

(サービス別所管課)

介護保険課	地域包括ケア推進課
居宅介護支援 訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)通所リハビリテーション 通所介護 (介護予防)福祉用具貸与 (介護予防)特定福祉用具販売 (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能居宅介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型老人介護福祉施設	介護予防支援 訪問型予防給付相当サービス 訪問型基準緩和サービス(A型) 通所型予防給付相当サービス 通所型基準緩和サービス(A型) 短期集中予防サービス(C型) (介護予防)特定施設入居者生活介護

各種加算に係る届出について

各種加算に係る届出については、サービス区分ごとに加算算定開始月や添付書類が異なりますので、市ホームページを参照の上、提出してください。

✓ 新規に算定する場合だけでなく、加算区分を変更する場合や加算要件を満たさなくなった場合も、速やかに届出をお願いします。

(サービス別所管課)

サービス区分	提出先 (所管課)	届出受理日・適用開始月
居宅介護支援 訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)通所リハビリテーション 通所介護 (介護予防)福祉用具貸与 (介護予防)特定福祉用具販売 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能居宅介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護	介護保険課	・毎月15日以前に受理した場合 ➡ 翌月から適用 ・毎月16日以降に受理した場合 ➡ 翌々月から適用
介護予防支援 訪問型予防給付相当サービス 訪問型基準緩和サービス(A型) 通所型予防給付相当サービス 通所型基準緩和サービス(A型) 短期集中予防サービス(C型)	地域包括ケア推進課	

サービス区分	提出先 (所管課)	届出受理日・適用開始月
(介護予防)特定施設入居者生活介護	地域包括ケア推進課	
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型老人介護福祉施設	介護保険課	・月の初日に受理した場合 ➡ 当該月から適用 ・上記以外 ➡ 翌月から適用